雄　飛

向陽高校進路便り　第 64 号
令和 6 年 8 月 29 日(木)
～知磨礼与～

29 期生共通テストまで
142 日！

◎支援事業の案内(個人申込)◎

学級掲示用

３年生対象　令和 6 年度県外大学等進学サポート事業　(給付)

県外大学等への進学意欲がある高校生に受験、進学又は合格後に進学先から出席要請を受けた行事への参加にかかる渡航費用を支給することで、経済的な負担の軽減、安心して学業に専念できる環境を確保することを目的として行うものです。

１．対象者

⑴沖縄県内に住所を有していること。

⑵県外大学等への進学に意欲を有していること。

⑶支援対象年度に、以下のいずれかに該当していること。

　ア　保護者等が児童扶養手当を受給していること。

　イ　保護者等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯であること。

　ウ　里親等に委託、又は児童養護施設等に入所している子どもであること。(里親・児童養護施設等に入所している高校生は、日本学生支援機構の受講料支援制度により、受験に要する支援を受けることができますので、そちらの活用をご検討ください。

２．給付内容・・・支給上限：10 万円（本人のみが支給対象）

⑴交通費（航空賃、船賃、新幹線料金等）　⑵宿泊費　　⑶旅行雑費（１日 1,000 円）

10 万円を超える費用については、自己負担となります。

３．対象となる渡航目的

⑴県外大学等の受験に係る渡航（２つ以上の大学受験も可能）

⑵進学が決定した県外の大学や専門学校への進学にかかる渡航

⑶合格後に進学が決定した県外の大学や専門学校から進学決定後に出席要請を受けた行事参加に係る渡航（オリエンテーション、体験講座等）（証明する資料などを提出する必要があります。）

４．対象となる進学先

国内で沖縄県外に所在し、学校教育法第８３条に規定する大学、同法第１１５条に規定する高等専門学校及び同法第１２４条に規定する専修学校（該当するかは志望先の大学や専門学校へ問い合わせしてください。）

５．申請に必要な書類

①支援申請書　②県外大学等進学サポート事業支援願書　③高校生であることを証明できるもの（学生証の写し）

④住民票謄本原本(続柄・本籍記載あり、マイナンバー記載なし)

⑤所得課税（非課税）証明書等（非課税であることが分かり、所得金額等の記載があるもの）

＊親権者が２名(両親)の場合は２名分　＊措置決定者は提出不要

⑥対象要件を証明する書類（該当者のみ）

　ア　児童扶養手当受給証の写し　　イ　措置決定通知書の写し

６．提出方法

「一般書留」又は「簡易書留」にて各自で郵送するか、沖縄県青少年育成県民会議へ直接持参する。

提出先
〒900－0036　沖縄県那覇市西3丁目11番1号
三重城合同庁舎4階(公社)沖縄県青少年育成県民会議
（沖縄子どもの未来県民会議事務局　県外大学等進学サポート事業担当あて）　TEL:098-861-3463

7. 提出期限　令和６年１０月８日(火)

※詳しくは、沖縄県ホームページ「令和 6 年度県外大学等進学サポート事業」を確認してください。